



アスベスト患者と家族の会 連絡会



〒660-0802 兵庫県尼崎市長洲中通1-7-6
TEL・FAX: 06-4950-6653
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp



建設アスベスト給付金は 4つめの石綿被害補償制度です

齋藤洋太郎 (事務局長)

石綿被害救済制度は当初労災だけでしたが、尼崎クボタの石綿公害発覚後、2006年（平成18年）に石綿健康被害救済法が制定され「救済給付」及び「特別遺族給付金」（労災時効救済）という二つの制度ができました。

建設アスベスト給付金は、国の制度としては4つ目です。5月に建設アスベスト訴訟が最高裁で勝利し、6月「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立して、この制度が来年から始まります。

建設訴訟の前史

首都圏で建設労働者の石綿労災認定が本格化した最初は、1994年（平成6年）川崎の配管工の石綿関連肺がんです。海老原勇医師は「患者に学ぶ」という構えで、患者の逝去後解剖し、石綿ばく露の所見である胸膜肥厚斑^{ひこうはん}を確認し、労災認定につなげました。



1994年認定集会で海老原医師



ブックレット

2015 年まで石綿関連肺がんとして検討した 859 例のうち、84% の患者に胸部 CT で胸膜肥厚斑がうつり、15 例は画像では見えず解剖でそれが確認されました。（『社会労働衛生』15-2）

私も海老原医師とともに首都圏の建設労働者多数の労災認定にかかわり、その後認定された被災者や遺族が国と建材メーカーを損害賠償を求めて提訴しました。

首都圏の労災認定の実例を盛り込んだブックレットも出ました。

4つの制度とは

制度の概略を図にしてみます。

上乗せ	4 建設			
生活保障	患者	遺族 (年金)	遺族(年金)	4 建設給付金(遺族も)
				患者
制度	1 労災		2 特別遺族	3 石綿救済給付

1 が労災で、財源は労災保険です。石綿救済法のうち、2 の特別遺族給付金（労災時効救済）の財源は労災保険、3 の石綿救済給付の財源は基金です。4 の建設アスベスト給付金の財源は、一般会計による基金で、労災、救済給付の上乗せ補償となっています。3 のみ環境省関係で、あとは厚生労働省の関係です。

4 の対象者は「1972 年 10 月～1975 年 9 月 石綿の吹付け作業に係る建設業務」「1975 年 10 月～2004 年 9 月 一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務」に従事することにより、石綿関連疾病にかかった労働者・一人親方・中小事業主・家族従事者です。

労災認定されていても、上記期間に該当しないと支給されません。ただし、上記期間が労働者期間や労災特別加入期間である必要はなく、一人親方・中小事業主であってもいいのです。

給付金の請求期限は、①石綿関連疾病の診断日、②石綿肺管理区分の決定日、③石綿関連疾病による死亡日から 20 年以内、です。

どこにどのような様式で請求するのか、どの程度の証明でいいのか、詳細は今後決まります。建設アスベスト給付金など制度について疑問があれば、お気軽に当連絡会または斎藤宛お電話ください。（携帯 080-3482-1020）

給付金の内容は、次の通りです。

病態区分	金額
1 石綿肺管理2で合併症（続発性気管支炎など）のない者	550万円
2 石綿管理2で合併症のある者	700万円
3 石綿肺管理3で合併症のない者	800万円
4 石綿管理3で合併症のある者	950万円
5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、 石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1150万円
6 上記1,3により死亡した者	1200万円
7 上記2,4,5により死亡した者	1300万円

衆院選の各政党に公開質問書送りました

大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決で、1958年5月26日から1971年4月28日までの期間について、国が規制権限を行使し石綿工場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことを違法として、裁判での和解により被害者に国家賠償金を支払うことも進められています。

私たち連絡会は、10月12日付で今回の衆院選に候補者を立てる主な政党に「石綿（アスベスト）救済法に関する公開質問書」を送りました。

救済法での遺族年金の創設や月10万円しかない療養手当の増額、労災被災者の低日額賃金の是正、時効救済の継続、アスベスト疾患治療研究の推進、当事者参加による被害救済組織の発足に係る質問です。25日までに回答をいただけるよう要請しています。口先だけでなく各政党の日常の関わりを丁寧に確認して、投票権を行使します。